



使える! 中小企業支援策を2分で拾い読み

第224号 2019年11月

11

## CONTENTS

|                                                        |    |
|--------------------------------------------------------|----|
| 特集 取引トラブルかけこみ寺                                         | 02 |
| 企業経営の未病CHECKシート活用術                                     | 06 |
| 神奈川県最低賃金改正／経営力強化サポート融資                                 | 08 |
| スキルアップセミナー／働き方改革企業担当者交流会                               | 09 |
| 企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」                                    | 10 |
| 企業立地促進融資支援事例 ～オーセンテック 株式会社                             | 11 |
| 事業承継税制／第47回鎌倉彫創作展                                      | 12 |
| 神奈川県商店街魅力アップ事業                                         | 13 |
| KISTECからのご案内 ～粒子サイズ計測試験メニュー                            | 14 |
| ターニングポイント～運命を変えにいく!<br>[Vol.13]株式会社 運動会屋 代表取締役 米司 隆明 氏 | 15 |
| 令和元年台風第15号・第19号特別支援融資／<br>KIPイベント情報11月～                | 16 |

## 「令和元年台風第15号・第19号特別支援融資」(P.16)

令和元年台風第15号・第19号により影響を受けた中小企業の皆さまを支援します

### 特 集

取引トラブル増加中

未然に防ぐ対応策、  
お伝えします!

下請  
かけこみ寺



公益財団法人  
神奈川産業振興センター

取引トラブル増加中

取引トラブルかけこみ寺

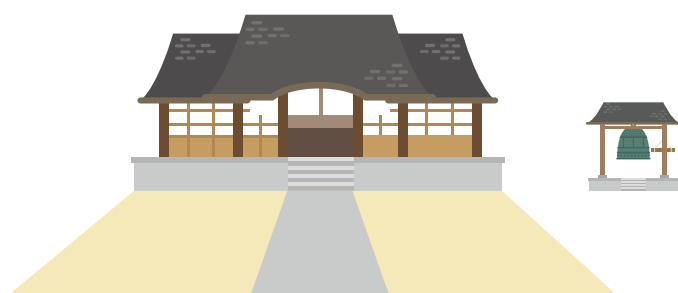
# 未然に防ぐ対応策、お伝えします！



下請かけこみ寺 相談員  
成田 治

KIPの「下請かけこみ寺」には毎日、多くの取引上のご相談が寄せられます。  
今回は、ベテランの成田相談員がトラブル防止、対応策について解説します。

●下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618

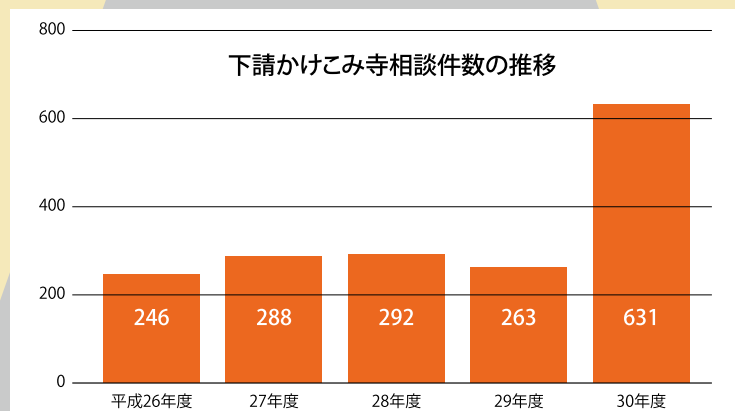


## 下請かけこみ寺とは

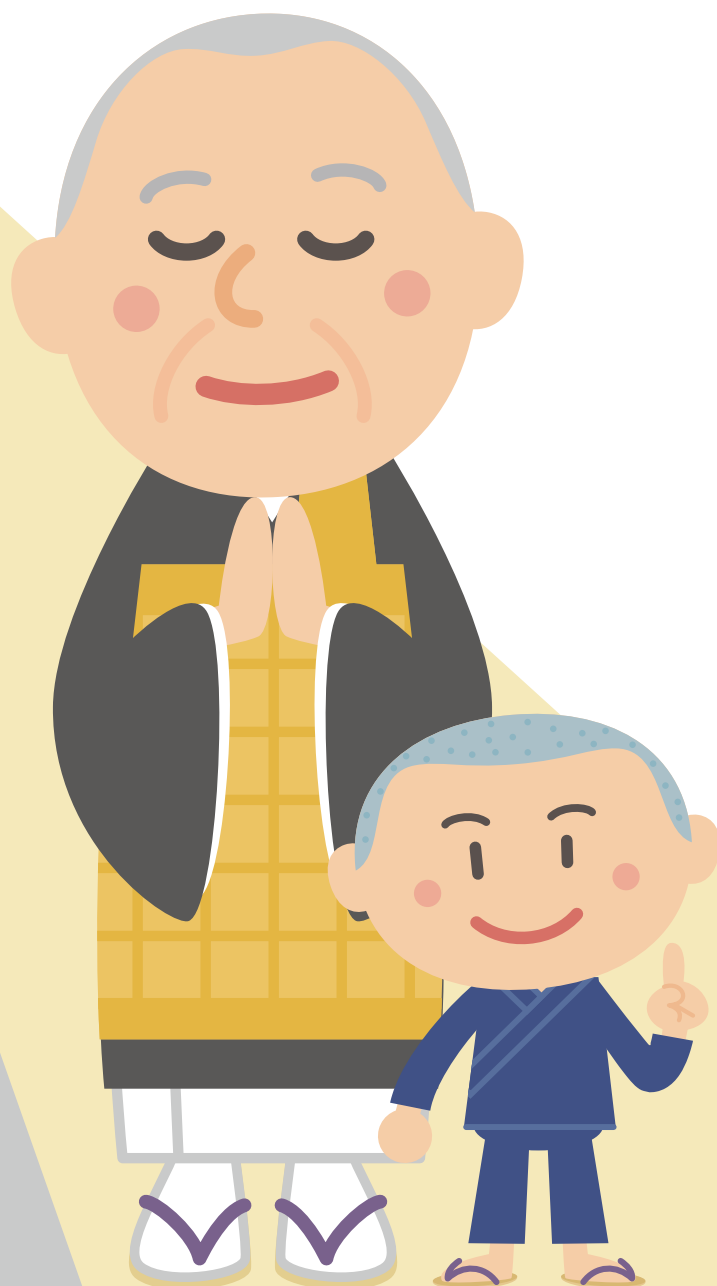
「下請かけこみ寺」では、中小企業の取引上のお悩み、ご相談について、企業間取引や下請法などに詳しい**相談員**や**弁護士**が無料で相談に応じています。

(秘密厳守、匿名可能)

「近年、取引上の様々なケースにおける  
トラブルに関するご相談は増えています！」



企業活動においては、数多く他社との取引を行っているわけですが、実際に取引上のトラブルが起きてしまうと、その解決に向けて大変な労力が発生します。これを未然に防ぐことが大切です。まずは、昨今多発しているトラブル事例を2つご紹介します。事例のようなトラブルには巻き込まれないよう注意してください。



## 事例

## 1



## 3週間無料求人広告に関するトラブル

## 《相談内容》

求人サイト運営会社より突然、「今なら3週間無料で広告掲載できる」と電話で勧誘があり、求人中でもあり、送られたFAX用紙に署名し返送した。しかし、無料期間が終わると有料掲載に切り替わったとして、突然約30万円の請求書が届いた。求人サイトの運営事業者に抗議の電話をすると、「事前に解約の申し出がなかった」と一方的に主張された。再度、送付された申込書を確認すると「契約終了の4日前までに申し出がない限り契約期間を更新する」という内容の部分が、小さな文字で目立たない場所に記載されていた。

電話勧誘の時には、無料期間終了前に連絡すると説明があったが、連絡はなかった。解約したいが、どのようにしたら良いか相談したい。

## 《アドバイス内容》

「有料の契約をした覚えはないので支払わない」という拒絶が良いと思われます。内容証明郵便は自分で作成することもできますが、弁護士等に依頼することもできます。それによって請求が止まることも多いようです。何もしていないと、3週間ごとに請求金額が加算される可能性があります。一度無料の弁護士相談があるので、ご利用をお勧めします。形式上は契約が成立しており、相手方が執拗に督促などを仕掛けてくるリスクがあります。弁護士に相談するか、あるいは督促が激しくなった時点で、最終的に弁護士に依頼するようにし、単独での対応に深入りしないことに留意が必要です。

## 《相談員からの経営者の皆さまへのメッセージ》

無料のサービスには、飛びつかないでください。申込書面には、必ず最初から、終わりまでよく目を通してください。別の人に目を通してもらい問題点がないか確認してください。「今キャンペーン中です」「今日までがサービス期間中です」など、契約をあおられたときは、時間をおいて冷静な判断をしてください。



## 事例

## 2



## SEO対策に関するトラブル

## 《相談内容》

1年前にSEO対策を含むホームページ作成の契約を行ったが、相手方から事前に説明されたようには検索順位が上がらない状況が続いている。契約時に勤めた担当者からは間違いなく検索順位が上がると説明されていた。もう一度契約書の記載内容を確認すると「検索順位が上がる保証はない」という旨の記載があった。

SEO対策の成果が上がらないので解約したいが、どのようにすればよいのか

## 《アドバイス内容》

契約に至るまでどんな説明や、やり取りがあったかを、文書、メール、電話、口頭等を含め、事実関係をまとめることをお勧めします。その際に具体的に、検索順位が上がっていないことを時系列で記録してください。検索順位が上がるという約束された成果の不履行で損害賠償請求、または解除については、「検索順位が上がる保証はない」との文言があるので、一度無料の法律相談のご利用をお勧めします。

## 《相談員からの経営者の皆さまへのメッセージ》

契約業者の選定に際しては、ホームページの作成事例、効果などをよく確認する必要があります。複数の事業者から情報を収集する必要があります。SEO対策は必ず効果が表れるものではないことを認識し、契約は慎重にしてください。



次に、**下請法**についてご説明します。

下請代金支払遅延等防止法(通称下請法)は昭和31年に独占禁止法の補完法として制定されました。

昭和31年の制定以来、物品の製造委託及び修理委託に係る下請取引のほか、ソフトウェアやテレビ番組等の情報成果物作成委託及び運送やビルメンテナンス等の役務提供委託に係る下請取引が対象となります。

下請法は、親事業者の優越的地位の濫用行為及び違反行為の排除措置の内容を具体的に法定するなど、下請取引の適正化を図ることを目的とした法律です。

## 下請法の適用対象となる取引当事者の資本金区分

|           |                                                                  |                |   |                  |  |
|-----------|------------------------------------------------------------------|----------------|---|------------------|--|
| 規制対象となる取引 | ・物品の製造委託または修理委託<br>・プログラムの作成委託<br>・運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託 | 親事業者           |   | 下請事業者            |  |
|           |                                                                  | 資本金3億円超        | — | 資本金3億円以下（個人を含む）  |  |
|           |                                                                  | 資本金1千万円超3億円以下  | — | 資本金1千万円以下（個人を含む） |  |
|           | ・情報成果物作成委託（プログラムの作成を除く）<br>・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く）      | 親事業者           |   | 下請事業者            |  |
|           |                                                                  | 資本金5千万円超       | — | 資本金5千万円以下（個人を含む） |  |
|           |                                                                  | 資本金1千万円超5千万円以下 | — | 資本金1千万円以下（個人を含む） |  |

## (1) 親事業者4つの義務

### ①書面の交付義務

発注の際は、直ちに具体的な必要記載事項を全て記した書面を交付すること

### ②支払期日を定める義務

下請代金の支払期日を納入された物品の受領後60日以内に定めること

### ③書類の作成・保存義務

下請取引の内容を記載した書類を作成し、2年間保存すること

### ④遅延利息の支払義務

支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと

## (2) 親事業者11の禁止事項

### ①受領拒否

注文した物品等の受領を拒むこと

### ②下請代金の支払遅延

下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと

### ③下請代金の減額

あらかじめ定めた下請代金を減額すること

### ④返品

下請事業者に責任がないのに、発注した物品などを受領後に返品すること

### ⑤買いたたき

類似品等の価格や市価に比べ、著しく低い下請代金を不当に定めること

### ⑥購入・利用強制

親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること

### ⑦報復措置

下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止等、不利益な取扱いをすること

### ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済

有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること

### ⑨割引困難な手形の交付

一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること

### ⑩不当な経済上の利益の提供要請

下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること

### ⑪不当な給付内容の変更及びやり直し

費用を負担せずに注文内容を変更したり、受領後にやり直しをさせること

下請取引では、親事業者の一方的な要求で泣き寝入り余儀なくされている相談も多く見受けられますが、まず、下請法について経営者の皆さまが知ること、そして、法を知ったうえで粘り強く相手と交渉することで、取引の適正化が図られることもあります。また昨今、企業のコンプライアンス意識が高まる中、法令順守の観点から、

下請側の要求を受け入れてくれることも事例として数多くあります。

親会社との関係で、下請取引の適正化についてお悩みの経営者さま、諦めずに、一度、「下請かけこみ寺」にご相談ください。

## 今すぐチェック!

下請法に違反している可能性があり、また、今後取引上のトラブルのもとにもなりかねません。

- ☐ 発注側から、発注金額、納期、仕様、支払条件などを書面で交付されてない
- ☐ 注文された製品を納品したが、元請からキャンセルされたことを理由に受取りを拒否された
- ☐ 下請代金の支払いが期日通りに行われていない
- ☐ 下請代金の支払いを予算不足から不当に減額されたことがある
- ☐ 一度納品し検収も通っているのに、返品されたことがある
- ☐ 見積書を提出したが、大幅に減額した金額で一方的に発注されたことがある
- ☐ 原材料を元請の関連会社から購入するよう強制されたことがある

- ☐ 発注側の担当者から、便宜供与を迫られたことを元請側の責任者に伝えたところ、発注量を大幅に減らされたことがある
- ☐ 発注側の支払条件は、毎月末日締め翌々月末日支払いとなっているが、有償支給品の決済は毎月末日締め翌々月末日払いとなっている
- ☐ 手形期日は支払日の150日後で、割引が困難である。割引の手数料も考慮されていない
- ☐ 発注側の納入先への搬入作業を無償で手伝うことを余儀なくされている
- ☐ 発注後の設計変更を度々要求されたことがある、また、納品後も、設計変更がありそのための改修を無償で行ったことがある

どうですか?皆さまは思い当たる項目がいくつかありましたか?  
取引適正化に向けて、一度、  
下請かけこみ寺にご相談ください





## 国も下請取引適正化の動きを強化しています！

中小企業庁では、下請取引の適正化に向けた取組として、平成28年9月に発表した「未来志向型の取引慣行に向けて」における3つの基本方針のもと、「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払条件の改善」といった課題に重点をおいて、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけないことがないよう、継続的に徹底を図っているところです。これらの課題に対し、「下請代金法の調査・検査の重点化」では、親事業者に対する立入検査及び取引調査員（下請Gメン）による下請事業者に対するヒアリング調査を実施している他、国が策定した業種別の下請取引ガイドライン及び各業界団体が策定した自主行動計画など、各種の施策を通じて下請取引の問題解決に努めているところです。

## 無茶な依頼 しないさせない～受け入れない

～11月は下請取引適正化推進月間です～ 公正取引委員会／中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法及び下請中小企業振興法（通称下請振興法）の普及啓発を図っています。

全国各地において下請取引適正化推進講習会を開催する他、下請取引に関する質問等にも応じています。

詳細は、公正取引委員会のホームページ(<https://www.jftc.go.jp/>)または

中小企業庁のホームページ、(<https://www.chusho.meti.go.jp/>) をご参照ください。

# 大きな悩みになる前に「下請かけこみ寺」に まずはご相談ください。



「下請かけこみ寺」弁護士による特別相談会を実施します。  
事業者間同士の契約トラブルでお困りの方、この機会にご利用ください。

11月19日(火)・26日(火) 杉原 弘康 弁護士

12月2日(月)・9日(月) 狩倉 博之 弁護士

13:00～16:00の1時間 [事前予約制]

場所:神奈川中小企業センタービル 4階

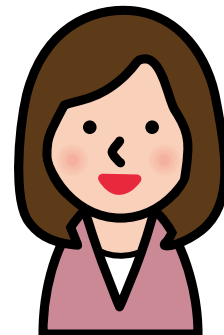
TEL 045(633)5201



## 経営者の皆さま CHECKシートで企業経営の未病を改善しませんか



日々の業務に追われ、リスクの前兆に気づかないことも多いと思います。まだ取り得る選択肢が多い段階で、様々なご相談に応じています。CHECKシートは企業経営上の将来リスクを簡単にチェックできます。将来リスクを**早めに改善**することが重要です。



## 専門家派遣の申込み・その他お問合せ

企業経営の  
未病相談ダイヤル



**0120-918-709**

### Step 1

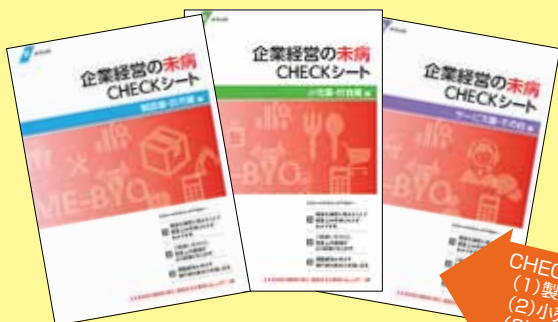


### まずCHECK シートを入手しましょう

- お近くの商工会・商工会議所で配布しています
- 県HPからもダウンロードできます

神奈川県 企業経営の未病改善

検索



CHECKシートは業種別  
(1)製造業・卸売業  
(2)小売業・飲食業  
(3)サービス業・その他

### Step 2



### CHECKしてみましょう

- 財務の数字などは必要ありません
- 一人で簡単に取り組みます

こんなリスクが  
潜んでいるかもしれません

- 将来リスクの一例
- 競争力の低下
  - 専門人材の不足
  - 受注機会の喪失
  - 収益の低下
  - 情報の流出



健全経営

MEBYO 未病

経営不振



## 企業経営の未病とは・・・

人の心と体の状態は「健康」と「病気」を明確に区別できるものではありません。企業の経営状況も、同じように「健全経営」と「経営不振」の間を連続的に変化していると捉える考え方です。未病のどの状態にいても、少しでも「健全経営」にもっていこうとする取り組みです。

**Fax: 045-633-5194**

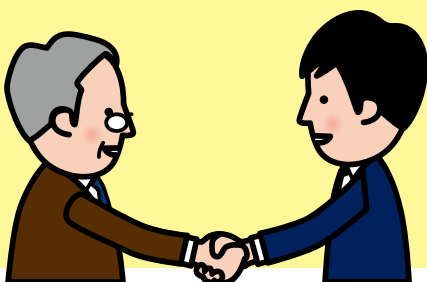
**E-mail: mibyo@kipc.or.jp**

### Step 3

#### 専門家と一緒に 将来リスクを改善しましょう

お申し込みは簡単です！  
CHECKシートを未病相談ダイヤルあてに、  
**FAXまたはE-mail**してください。

シートの結果をもとに、将来リスクに応じた、  
中小企業診断士、IT専門家、社会保険労務士  
などの、**未病改善アドバイザー（専門家）**を  
**無料**で派遣します。



### Step 4

課題が色々あって何から取り組んでいいかわからない、そんな時も**優先順位をつけてアクションプランを一緒に**考えます。

KIPでは、経験豊富な数多くの支援実績がある  
専門家が、プランの実行をお手伝いします。

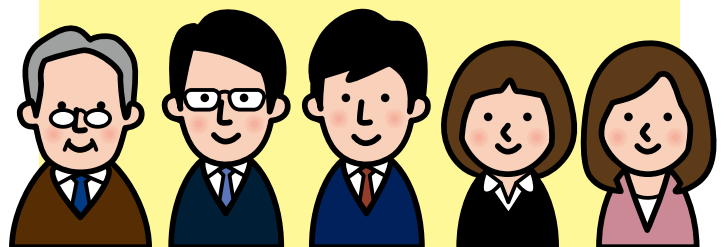
生産性向上

IT活用

会社を元気にする

資金調達

海外展開



## 最低賃金

## 神奈川県最低賃金改正のお知らせ

「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。」

最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイト等の雇用形態を問わず、全ての労働者に適用されます。

なお、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られていますので、次の賃金は最低賃金の対象となる賃金には含まれません。

- ①精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金（結婚祝金等）
- ③1か月を超える期間毎に支払われる賃金（賞与等）
- ④時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

## 中小企業・小規模事業者向け各種支援や無料相談

- 業務改善助成金  
神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課  
TEL 045(211)7380
- 神奈川県働き方改革推進支援センター  
横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル9階  
TEL 0120(910)090



| 最低賃金の件名       | 神奈川県最低賃金            |
|---------------|---------------------|
| 最低賃金<br>(時間額) | 1,011円<br>(前年比+28円) |
| 効力発生年月日       | 2019年10月1日          |

神奈川県 最低賃金

検索

## 最低賃金に関するお問合せ

- 神奈川県労働局 労働基準部 賃金室  
TEL 045(211)7354
- 県雇用労政課 労政グループ  
TEL 045(210)5739

## 資金調達

経営改善に取り組む  
中小企業者の方へ～経営力強化サポート融資を  
ご活用ください～

県内で事業を営む中小企業者を対象に、県が貸付原資の一部を負担し、神奈川県信用保証協会が公的な保証人となることで、金融機関が低利な融資を行います。今回は「経営力強化サポート融資」をご紹介します。

## ご利用いただける方

認定経営革新等支援機関（金融機関や税理士等の専門家）の支援を受けながら、経営改善に取り組む中小企業者等

**融資限度額** 8,000万円

**資金使途・融資期間** 運転：1年超5年以内、設備：1年超7年以内  
※借換が含まれていれば1年超10年以内

**融資利率** 年1.8%以内（固定金利）

**保証料率** 0.45～1.60%（県信用保証協会の保証が必要）

**お申込み** 取扱金融機関の窓口へ直接お申込みください



神奈川県 制度融資

検索

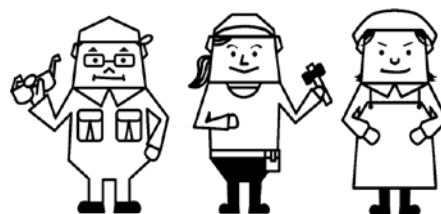
- 県金融課（金融相談窓口） TEL 045(210)5695



## 技術講習

スキルアップセミナー  
(在職者訓練)

技術を身につけ、業務の充実・  
向上にお役立てください!



会社を強くするスキル。  
あなたを強くするスキル。

## 働く人(在職労働者)をサポートする技術講習会

■県立産業技術短期大学校や職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野のセミナーを開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、スキルアップセミナーをぜひご活用ください。

■ご希望の多い講座内容であらかじめ日程を設定して募集する「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じ開催する「オーダー型」の2種類のセミナーを実施しています。

## 【セミナー例】

★工業技術分野「3Dプリンタ入門」(締切:2020年1月6日(月))等

★建築技術分野「ビル設備管理技術者基礎講習」(締切:12月16日(月))等

★管理・経営・階層別分野「製造現場における在庫管理の進め方」(締切:2020年1月27日(月))等  
内容や申込み方法等の詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/seminar/index.html>

スキルアップ 神奈川

検索

●県産業人材課 TEL 045(210)5715

## 働き方改革

働き方改革  
企業担当者交流会

～仕事と介護の両立支援～

介護離職をしないために、事前の心構えの重要性、両立のための5つのポイント、そして両立には働き方の見直しが重要であることを理解するための、講演及びグループワークを開催します。

日 時：11月26日(火)10:00～12:00

会 場：川崎市役所 第4庁舎 4階 第4会議室

テーマ：「介護で離職しないための仕事と介護の両立セミナー」

講 師：株式会社マーシャル・コンサルティング

特定社会保険労務士／ファイナンシャルプランナー 上岡 由美子 氏

対 象：県内事業所に従事する人事労務担当者等

参加費：無料

※ 最初の10分間に県健康増進課より不妊治療について講演があります



講師:上岡 由美子 氏

神奈川県 企業担当者交流会

検索

●県雇用労政課 TEL 045(210)5746

## 立地支援

### 企業の立地をサポート！ セレクト神奈川NEXT

補助金・税制措置・低利融資  
などにより県内への立地を支援！

神奈川県企業の企業誘致施策「セレクト神奈川100」がさまざまなサポート体制を強化し、「セレクト神奈川NEXT」へ進化しました。県内企業の再投資や中小企業の立地に対する支援を拡充・強化するとともに、特定の地域に限定して支援対象企業の拡充等を行います。

#### 支援メニュー

##### ①企業立地促進補助金

土地・建物・設備への投資額に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助します。

補助金額：投資額の3%（大企業）、6%（中小企業）、上限5億円

##### ②税制措置 不動産取得税の2分の1を軽減します。

##### ③企業立地促進融資（中小・中堅企業（資本金10億円未満）限定）

県が金融機関に補助することで、有利な条件で融資を受けられます。

融資額：投資額の80%以内、上限10億円

融資期間：20年以内（2年以内の据置期間含む）

利率：15年以内 1.2%以内

15年超20年以内 1.7%以内

##### ④企業誘致促進賃料補助金

賃料月額額の3分の1、上限600万円の範囲内で補助します。

※ 特区制度を活用して事業展開を図る場合などには、さらなる優遇制度があります。

#### 要件

◇対象産業：未病関連産業、ロボット関連産業、エネルギー関連産業、観光関連産業、先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT/エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業、地域振興型産業（特定地域のみ、下記「支援対象産業の拡充」参照）

◇対象業種：製造業、電気業（発電所に限る）、情報通信業、卸売業（ファブレス企業に限る）、小売業（デューティーフリーショップに限る）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業（旅館、ホテルに限る）、娯楽業（テーマパークに限る）

◇その他の要件等の詳細はお問い合わせください。

#### 支援対象産業の拡充

◇対象地域（特定地域）：横須賀・三浦地域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）、県西地域（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）

◇対象産業：地域振興型産業

◇対象業種：製造業（食料品、飲料製造業）

●県企業誘致・国際ビジネス課  
●県金融課

神奈川県 企業誘致

検索



## 支援事例

三方良しの精神が市場を拓く  
オーセンテック 株式会社超長期・固定・低利の企業立地支援  
11月からの新制度詳細は左ページ

セレクト神奈川NEXTの支援メニューの1つ、企業立地促進融資の前身制度である企業誘致促進融資を平成28年度にご利用いただき、県内に工場を新設し、成長されている企業をご紹介します。

**Q 御社の事業概要や製品とその特長について教えてください**

当社は、バリ取り機・洗浄機・ワークロボットの3つが事業の大きな柱となっています。お客様が困っていることからアイデアを得て、それを具現化していくことで我々の製品になっています。

例えば、バリ取り機は、困っている工場の手作業をなくしたいという思いから生まれ、その後バリ取り後の粉塵の拭き作業をなくすため洗浄機を作り、さらに出荷の際の仕分け・箱詰の作業をなくすためにワークロボットが生まれました。保守・メンテナンス企業としてスタートしたことから、壊れにくい製品、壊れてもお客様自身で直せるような製品を生産しています。

**Q 社長の会社への思いや企業理念について教えてください**

現在の企業理念は、私が社長就任時に今後この会社をどのようにしていきたいか、当時の社員全員からの公募制により決めたものです。その結果、『お客様の声を「アイデア」にお客様の笑顔を「力」に「ものづくり」に貢献する会社でありたい。そして社員が自信を持ち挑戦し続ける事を誇りとしたい。』という企業理念になりました。

**Q 企業誘致促進融資を利用した感想を教えてください**

職場環境の改善を図るため、移転を考えていた時に、企業誘致促進融資制度に背中を押してもらえました。超長期・固定・低利の魅力的な制度であり、企業の財務負担を軽減でき、その分、より良い工場を建設できました。

**Q 新工場に移転したことで御社にどのような影響がありましたか**

移転前と比べ、職場環境が改善し、お客様にお越しいただき、実際に製品を見てもらっています。また、社員ファーストの職場環境を整えたことにより、これまで、離職した社員もおらず、女性社員も含めて社員を採用しやすくなりました。

**Q 御社の今後の事業展開・展望について教えてください**

今後はIoT化に特に力を入れていきたいと考えております。IoT対応の製品にすることによって、機械の稼働状況から社員の働き方も見えてきます。この仕組みを作っていくことで、働き方の改善(働き方改革)に大きく貢献することになると思っています。

会社創立50周年の時に、社員だけでなく、OBやOGを招いて、記念パーティーを盛大に開き、この会社に入って良かったと思ってもらえるように会社を存続させ発展していきたいと思っています。



高田 代表取締役社長



工場外観



バリ取り機



洗浄機

オーセンテック 株式会社  
神奈川テクニカルセンター  
相模原市緑区長竹424-1  
TEL 042(780)8647

企業立地促進融資

検索

●県金融課 TEL 045(210)5681

## 事業承継

### 提出期限まであと3年余!

事業承継時の贈与税・相続税の  
納税猶予の検討はお済みですか?

中小企業の経営者が事業承継を進めるに際しての大きなポイントの1つに、自社の株式を後継者に円滑に承継するという点があります。承継の際に発生する自社株式の贈与税・相続税の負担を軽減する「事業承継税制」が10年間(2018年1月1日～2027年12月31日の間の株式等の贈与・相続等)に限って大きく拡充されました。

拡充された制度を適用するためには、特例承継計画(法人版)を県に2023年3月31日までに提出いただく必要があります。(個人版事業承継税制における個人事業承継計画の県への提出期限は2024年3月31日までです。)事務手続き(記載方法、添付資料、提出方法など)については、細かい規定がありますので、詳しくは、県のホームページをご覧ください。



神奈川県 事業承継税制

検索

●かながわ中小企業成長支援ステーション(県中小企業支援課海老名駐在事務所)  
TEL 046(235)5620

## イベント

### 神奈川の伝統工芸 鎌倉彫に出会う〈入場無料〉

第47回鎌倉彫創作展  
テーマ「小さな鎌倉彫」

神奈川県には、国の伝統的工芸品に指定されている鎌倉彫、箱根寄木細工、小田原漆器をはじめ、歴史ある工芸品が数多くあり、その製作技術が今日まで受け継がれています。

今回ご紹介する第47回鎌倉彫創作展は、伝統的工芸品である鎌倉彫の更なる発展につながる技術の向上・新しいデザイン・独創的な形態等を目指し、伝統的製法に基づいた手法で製作された作品を展示・販売するものです。

**今回の課題部門のテーマは「小さな鎌倉彫」** 生活空間が少しずつコンパクトになりシンプルな生活が好まれる今日、日常では小さなステージでモノが輝くシーンがあります。どの鎌倉彫も、作品に凝縮された作り手の思いが使い手の琴線に触れるモノとなっておりますので、ぜひご覧ください。

**日時：**11月20日(水)～24日(日) 9:30～16:30  
(最終日は16:00まで)

**会場：**鎌倉彫工芸館(鎌倉市由比が浜3-4-7)

※ 江ノ島電鉄「和田塚」駅より海に向かって徒歩1分



前回の創作大賞作品「柘榴文盛皿」青山 常昭 作



前回の神奈川県知事賞作品「手彫り盛器 篇文」森本 勲弥 作



前回の鎌倉市長賞作品「滑板」後藤 信治 作

●県中小企業支援課  
小田原駐在事務所(工芸技術所)  
TEL 0465(35)3557



## 商店街振興

神奈川県商店街魅力アップ事業  
活用事例のご紹介

平成30年度に「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金」を活用された商店街等のうち、3つの商店会を、「賑わい創出事業」「インバウンド事業」「未病を改善する取組事業」のテーマ別にご紹介します。

事例  
1

## 賑わい創出事業

－「おとなマルシェ」と「こどもタウン葉山」事業－  
一色大滝商店会(葉山町)

**主な取組**

- ・大人も楽しめる「おとなマルシェ」
- ・同時開催される、こどもが企画運営するこどもの町「こどもタウン葉山」

**主な成果**

- ・商店会の会員店舗を知ってもらう良い機会となった。
- ・開催場所となった小学校からも好評で今後も商店街と連携していけることとなった。
- ・商店会員のお店のおいしい物や楽しいものが安く・楽しく購入出来て嬉しい、続けてほしいなどの反応があった。

事例  
2

## インバウンド事業

－インバウンドを取り込む商店街活性化事業－  
チネチッタ通り商店街振興組合(川崎市)

**主な取組**

- 来街者の増加を図るため「かわさき着物ウォーク」、「ハロウィン・パレード」等のイベントを開催し、街あるきの楽しさを演出

**主な成果**

- ・商店街内の歩行者通行量3.8%増に繋がった。
- ・イベント時は多くの参加者で賑わい、外国人の参加者も多く見受けられた。

事例  
3

## 未病を改善する取組事業

－商店会と地域と団体が取り組む未病改善事業－  
茅ヶ崎ショッピングセンター商店会(茅ヶ崎市)

**主な取組**

- ・商店会の空き店舗を改修し、「未病改善スペース」としてリニューアル
- ・同スペースにて健康に関する様々なイベントを実施

**主な成果**

- ・イベントを実施することで、各店舗のPRにつながった。
- ・空き店舗を改修したことで、店内が明るい雰囲気になった。

今回掲載しきれなかった活用事例も神奈川県商業流通課のホームページで紹介する予定ですので、ぜひご覧ください！



[事例1] おとなマルシェ



[事例1] こどもタウン葉山



[事例2] かわさき着物ウォーク



[事例2] ハロウィン・パレード



[事例3] 「未病改善スペース」の除幕式

神奈川県商業流通課

検索

● 県商業流通課 TEL 045(210)5612

よく  
わかる!

|    |   |    |   |   |   |              |   |
|----|---|----|---|---|---|--------------|---|
| K  | I | S  | T | E | C | 機械・<br>材料技術部 | の |
| 事業 |   | 紹介 |   |   |   |              |   |

KISTEC\*は、技術相談や試験計測、研究開発、事業化支援、人材育成、連携交流などを通じて、県内中小企業等のイノベーション創出を支援する機関です。ここではそれらの取組や成果をご紹介します。

\* (地独) 神奈川県立産業技術総合研究所

今回のクローズアップ!

## ナノからサブミリまで、すべて対応できます 粒子サイズ計測試験メニューの紹介

顕微鏡での観察や光散乱など様々な手法を使って、  
粉体粒子の平均サイズや分布、形状を評価しています。

ここが  
ポイント!

- ✓ 動的光散乱法を使ったナノサイズの粒度評価
- ✓ 走査型電子顕微鏡を使ったサブミクロンサイズの粒度評価
- ✓ 光学顕微鏡を使ったミクロンサイズの粒度評価
- ✓ 粒子サイズに加えて、溶液中の微粒子のゼータ電位も評価可能

粉体の特性は、構成する1個1個の粒子のサイズや形状と密接に関係しています。

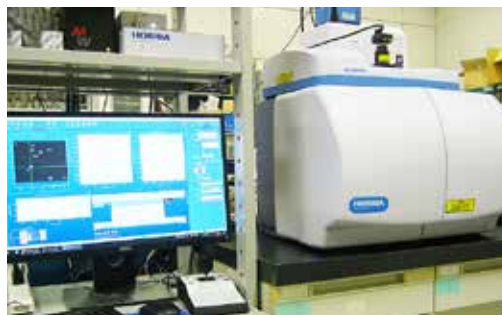
KISTECでは、ナノからサブミリメートルまでの広範囲の粒子の平均サイズや分布を評価できます。「動的光散乱法」という手法では、溶液中における1ナノメートル(百万分の1ミリ)から1マイクロメートル(千分の1ミリ)の粒子やエマルションの平均サイズを評価できます。「走査型電子顕微鏡」を使うと、数十ナノメートルから1

マイクロメートルの粒子のサイズだけでなく、形状も分かります。「光学顕微鏡」では、1マイクロメートルより大きい粒子のサイズと形状が分かり、ラマン分光分析を組み合わせれば組成分析も行えます。

また、粉体粒子の溶液中のゼータ電位をpHを変えながら測定して、プラスやマイナスの帯電状態を知ることができますので、粉体の付着特性や分散性のメカニズムを評価できます。



動的光散乱式粒度分布計 (ゼータ電位測定機能付き)



画像解析式粒度分布計 (ラマン分光分析機能付き)

● (地独) 神奈川県立産業技術総合研究所 機械・材料技術部ナノ材料グループ  
海老名市下今泉705-1 TEL 046(236)1500(代表) <https://www.kistec.jp>







- 一、集合、移動、整列はビシッと！イベントが締まる
- 一、ケガ禁物。準備運動は、手を抜かざるべし
- 一、いい大人が、大人げなく勝負にこだわるべし！
- 一、恥を恐れず、童心にかえるべし！
- 一、会社、に、仲間に、感謝の心

社内運動会を成功させる  
心構え五箇条

## 「社員の心、運動会でつなげます！」

“日本一おもしろい運動会”請負人

株式会社 運動会屋 代表取締役 **米司 隆明**CUO [Chief UNDOKAI Officer] (39)

<https://undokai.co.jp/>

### 請負う運動会240件/年！リピート率9割

4方向大綱引きで、地面ギリギリまで身体を倒しガチで綱を引き合う社員たち。玉入れ競争では、部下の子にも見たこともない笑顔で玉を譲る管理職。大縄跳びでは、総務部の大人しめな女性が鬼のリーダーシップで掛け声を仕切る（実は元バス部キャプテンだった）。借り者競争の「歌が上手い人」で連れ出されたのは、製造ラインの物静かな若手社員。平井堅を熱唱し、運動会がライブ会場のごとく熱狂に包まれた。

こんな光景が、この秋も全国各地の競技場などで毎週のように繰り広げられた。縁の下で支えるのが(株)運動会屋。年間240件の企業運動会をプロデュースし、海外の教育現場にもNIPPONの「UNDOKAI」を輸出している。

### コミュニケーション、異常じゃない？

「スポーツで社会の問題を解決する！」と26歳で起業した米司氏。幼少時代から“社長”に憧れ、大学卒業後は「社長になるには営業スキルが大切！」と金融会社に就職。営業の電話を1日10時間以上もひたすら掛け続ける現場は、根性論を振りかざすリーダーの下、使い捨てられる人間が後を絶たなかったという。「今思え

ば、自分も病んでいた」と振り返るが、「これからの社長はITスキルが必須！」とIT系ベンチャーに転職する。しかしオフィスに響くのは、キーボードを叩く音だけという極端に会話のない職場。隣の人に話しかければ「チャットにして」とチャットで返された。WEBマーケティングの力が付いた頃、「やっぱり、ここのコミュニケーション、おかしくないか？」と退職。起業を決意する。もう納得のいくことしかしたくない、が…、何をする？

その2007年当時は、引きこもりや自殺の増加、ITによる効率化の負の面（コミュニケーションや運動の不足）といった社会問題が顕在化していた。中学生から野球をやってきた米司氏は、自分を表現でき、相手も理解できる「スポーツ」が、これらを解決すると確信する。

### 日本人には「運動会」がある！

しかし、特定の競技で競い合うのは違うと思った。大人数が参加でき、多くの人に馴染みがあるスポーツはないだろうか……悩み続けた先に閃いたのが「運動会」だった。日本の義務教育を受けた人ならほぼ経験済み。百人でも千人でも実施でき、年齢や性別、体力レベルが様々なメンバーでも参加できる種目がある。

### ネット広告で受注第1号

想いだけでは事業は順風満帆とはいかず、資金は早々に底をつく。なけなしの金で1万円のネット広告をセットしたところ、ついに初受注！美容室を複数経営する大阪の会社だった。スタッフは米司氏の親兄弟と草野球チームの後輩。用具がない中、走り競技がメインであったが、大阪のノリもあってこれが大成功！「運動会が社会を明るくする」ことを確信する。この初受注後、米司氏は5年近くアルバイトをしながら運動会をやり続けた。

### 飲み会もいいけど、運動会はもっといい！

今ではリピート率9割。業種も、社風も、運動会の目的も様々な企業ごとに、運動会屋のスタッフが丁寧に熱くヒアリングし、オリジナル競技も組み込む。当日は、盛り上がりや安全面をトータルでサポート。飲み会より素の顔が覗き、家族ぐるみで楽しんだ先に、会社の一体感が高まる。事後アンケートには「参加してよかった」「次回が楽しみ」の言葉が並ぶ。

米司氏の次なる目標は、世界でも稀な日本式運動会を海外に広めることだ。「私の運動会人生、この挑戦に終わりはありません!!」

# 「令和元年台風第15号・第19号特別支援融資」

～令和元年台風第15号・第19号により影響を受けた中小企業の皆さまを支援します～

## 融資メニューのポイント

●令和元年台風第19号により影響を受けた中小企業も対象になります。 ●セーフティネット保証4号の別枠融資にも対応しています。

## 融資メニューの概要

|                                          | 令和元年台風第15号・第19号特別支援融資（一般枠）                           | 令和元年台風第15号・第19号特別支援融資（別枠）                                    |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 融資対象者                                    | 令和元年台風第15号または第19号により設備等の破損・遺失等被害を受け、災証明書が発行された中小企業者等 | 令和元年台風第15号または第19号による災害に関して、セーフティネット保証4号の市町村長の認定（※）を受けた中小企業者等 |
| 資金使途                                     | 設備資金・運転資金（借換資金は不可）                                   |                                                              |
| 融資限度額                                    | 2億8,000万円                                            | 2億8,000万円（別枠）                                                |
| 融資期間（据置期間2年以内を含む）                        | 運転資金：10年以内 設備資金：15年以内                                |                                                              |
| 融資利率（固定金利）                               | 2年以内：年1.2%以内 2年超5年以内：年1.4%以内 5年超15年以内：年1.6%以内        |                                                              |
| 信用保証<br>（県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の0.1%の割引後） | 神奈川県信用保証協会の保証が必要<br>保証料率：0.26～1.42%                  | 神奈川県信用保証協会の保証が必要<br>保証料率：一律0.6%                              |
| 申込み                                      | 取扱金融機関の窓口へ直接お申込みください                                 |                                                              |

（※）・指定地域：令和元年台風第15号は横浜市、第19号は災害救助法適用地域 ・認定について：事業所の住所を管轄する市町村へお問い合わせください。

●県金融課（金融相談窓口） TEL 045(210)5695

**KIP**

# EVENT information

## 11月～

**KIP** マークのあるイベントの詳細・お申し込みは  
<http://www.kipc.or.jp>  
※ 予定情報につき、詳細はこちらでご確認ください

取引振興課：info@tech-kawasaki.jp

**第32回 先端技術見本市【入場無料】**  
**テクノトランスファーinかわさき2019**

▶開催日時：11月13日（水）～15日（金）  
10:00～17:00

▶場 所：カルッツかわさき

◎同時開催◎  
「第12回川崎国際環境技術展」  
（11月13,14日開催）

経営支援課：management@kipc.or.jp

**Fintech Venture-company Open Expo(FVOE)**  
**ブロックチェーンを中心とした活用事例**

▶開催日時：11月15日（金）10:45～12:30（受付10:30～）

▶場 所：カルッツかわさき

▶定 員：50名

経営支援課：management@kipc.or.jp

**次世代を勝ち抜く経営戦略**  
**中国のベンチャー動向から学ぶ**

▶開催日時：11月15日（金）14:30～16:30（受付14:15～）

▶場 所：カルッツかわさき

▶講 師：（株）INCJ（旧産業革新機構）  
マネージングディレクター 鍾水 英樹 氏

▶定 員：50名

経営総合相談課：soudan@kipc.or.jp

**中小企業のIT・IoT活用による働き方改革、生産性向上の方法**  
～小さく始めて大きな成果を得るノウハウ

▶開催日時：11月19日（火）13:30～16:30

▶場 所：神奈川中小企業センタービル

▶講 師：中小企業診断士 洪屋 隆一 氏

▶定 員：40名

国際課：kokusai@kipc.or.jp

**ミャンマービジネス勉強会**  
**ミャンマーの最新経済事情と進出日系企業の動向、事例発表、他**

▶開催日時：12月4日（水）14:00～16:30

▶場 所：神奈川中小企業センタービル

国際課：kokusai@kipc.or.jp

**アジアのラストフロンティアと言われるミャンマー**  
**ミャンマー現地視察ミッション** ～ビジネスや人材をテーマに

▶開催日時：2020年2月18日（火）～22日（土）3泊5日

▶募集締切：12月23日（月）

よろず支援拠点：yoroazu@kipc.or.jp

**経営者・創業予定者のための「よろずオープンゼミ」**（先着10名）

▶場所：神奈川中小企業センタービル ※内容が変更になる場合があります

▶講師：神奈川県よろず支援拠点のコーディネーター等

**【財務】お金の流れを見える化して  
儲けを生み出す仕組みとは**

▶開催日時：11月21日（木）15:30～16:30

▶講 師：升田 覚 コーディネーター

**【人材育成】社内コミュニケーション術  
「社員の本音を聞くために」**

▶開催日時：11月22日（金）15:30～16:30

▶講 師：酒井 和美 コーディネーター

「サポカナ」最新号の発行を、毎月メールマガジンでお知らせしています。本誌送付からメールマガジンへの切り替えは、soudan@kipc.or.jpまでご連絡ください。

編集／発行

公益財団法人 神奈川産業振興センター（KIP）

Kanagawa Industrial Promotion Center

横浜市中区尾上町5-80

神奈川中小企業センタービル

TEL 045(633)5201

FAX 045(633)5194

<https://www.kipc.or.jp>

